

令和8年度高島町ソーラーシェアリングモデル園地整備事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「令和8年度高島町ソーラーシェアリングモデル園地整備事業」を受注する事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名 令和8年度高島町ソーラーシェアリングモデル園地整備事業
- (2) 事業内容 別紙「令和8年度高島町ソーラーシェアリングモデル園地整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）によるものとする。ただし、契約時における要求水準書は、契約候補者として選定された参加者の企画提案内容により一部を変更する場合がある。
- (3) 整備地 高島町大字安久津字草刈内547、592-2（整備面積 約500㎡）
- (4) 事業期間 契約締結の日～令和9年3月26日（金）
- (5) 事業費上限額 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

(1) 参加者の構成等

- ①参加者は、単独企業又は複数の企業等で構成するグループとする。グループの場合は、代表企業を定め、参加申請書の提出時に、全ての構成員、担当業務及び責任分担を明らかにすること。単独企業の場合は、当該企業を代表企業とする。
- ②代表企業は、本町の令和8年度競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、当該名簿に登録されていない者で、次に掲げる書類を提出した場合は参加することができる。
ア履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
イ納税証明書（国税、県税） ※税金に未納の無い証明
- ③本事業の設計、施工その他の業務について、担当する者は、必要な法令上の許可、認可、登録その他の資格を有していること。
- ④代表企業又は構成員のうち少なくとも1者は、令和3年度から令和7年度までの過去5年間に、本案件と同種又は同程度と認められる国又は地方自治体発注の業務若しくは工事を履行した実績を有すること。
- ⑤代表企業及び構成員は、他の参加者の代表企業又は構成員になることはできないものとする。
- ⑥参加申請書提出後の代表企業及び構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議するものとする。

(2) 構成員等の要件

代表企業及び構成員は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていない者
- ② 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- ④ 公告から契約までの期間において、高島町又は山形県から指名停止等の措置を受けていない者
- ⑤ 法令、規則等に違反していない者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条及び高島町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月条例第 8 号）の規定による暴力団又は暴力団員でないこと。

4 企画提案に関する事項

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書（様式第 1 号）
- ② 参加者概要表（様式第 2 号）
- ③ 履行実績書（様式第 3 号）
 - ・ 令和 3 年度から令和 7 年度までの過去 5 年間に受注した、本案件と同種又は同程度と認められる国又は地方自治体発注の業務又は工事の履行実績を最大 10 件まで記載すること。
 - ・ 様式第 3 号の内容を満たすものであれば任意様式への変更も可とする。
- ④ 企画提案書提出書（様式第 4 号）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）
 - ・ 要求水準書に掲げる各事項について、具体的な提案をするとともに、実施手順、実施体制及び工程を記載すること。
 - ・ 用紙は A4 とし、頁数は表紙・目次を含めて 20 ページ以内とすること。なお、A3 折込みを入れる場合は、2 頁扱いとする。
 - ・ 企画提案書の提出は 1 参加者につき 1 案とする。
- ⑥ 見積書及び見積内訳書（任意様式）
 - ・ 営農型太陽光発電設備、ぶどう雨よけ設備の骨組み、設計、現地調査、各種手続等に区分し、総括表を付すこと。
 - ・ 一般送配電事業者から請求される系統連系に係る工事費負担金は、本事業の見積金額及び契約金額に含めないものとし、本町が一般送配電事業者に直接支払う。

- ・工事費負担金に関する一般送配電事業者との協議、申込み、資料作成、日程調整その他必要な手続の支援に要する費用は、見積金額に含めること。

(2) 提出期限

参加申請書類 令和8年10月5日（月）午後5時必着（様式第1号～第3号）

企画提案書類 令和8年10月14日（水）午後5時必着（様式第4号、企画提案書、
見積書及び見積内訳書）

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

② 持参する場合は、執務時間中（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）に担当課
に持参すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本5部（副本については複写可とする。）

(5) 現地確認

整備地の現地確認を希望する場合は、事前に担当へ連絡すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問票（様式第5号）を使用した文書によるものとする。

(2) 提出方法

電子メールで担当まで送付すること。

電子メールの件名は「令和8年度高畠町ソーラーシェアリングモデル園地整備事業に関する
質問」とし、電話により受信確認を行うこと。

(3) 受付期限

令和8年10月1日（木）午後5時まで（必着）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月2日（金）に、本町ホームページ上で公表する。なお、
質疑を行った参加者名は公開しないものとする。

6 契約候補者の選定方法

「令和8年度高島町ソーラーシェアリングモデル園地整備事業プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定する。

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている参加者を第1優先契約候補者として選定する。(次点者も決定する。)

なお、審査結果については、高島町ホームページにおいて公表する。この場合において参加者の名称については、第1優先契約候補者のみ公表する。

選定結果について、参加者全員に対し自己の結果のみ通知する。

また、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。

審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

7 プレゼンテーション及び審査の実施

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、参加者によるプレゼンテーションを実施し、委員会において評価が最も優れている事業者を選定する。

(2) プレゼンテーション内容

企画提案書をもとに口頭説明を20分以内とし、その後、質疑応答の時間を10分程度設ける。

(3) プレゼンテーション及び委員会実施日

令和8年10月19日(月)

(4) プレゼンテーションの際の注意事項

① 実施時間及び会場等の詳細は、10月15日(木)午後3時までに電子メールで通知する。

なお、プレゼンテーションの順番は、原則として参加申請書の受付順とする。

② プレゼンテーションに使用するモニターは本町で準備するが、パソコン等は提案者において準備する。

③ プレゼンテーションの準備は開始時間までに行う事とし、開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。

④ 提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。

⑤ 指定した時間に遅れる場合は失格とする。

ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(5) 審査結果

プロポーザルは、委員会が「令和８年度高畠町ソーラーシェアリングモデル園地整備事業プロポーザル審査評価基準」に基づき審査し、後日速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する。

8 評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
業務遂行能力	同種業務の実績	20
	総括責任者の業務遂行能力	
	担当技術者の業務遂行能力及び人員配置	
	組織のマネジメントシステム等の認証取得状況	
企画提案	本事業の目的及び趣旨の理解度	70
	藤棚式架台の構造及び配置計画の妥当性（支柱配置・地上高・支柱間隔）	
	特別豪雪地帯における耐雪・耐風性能及び構造計算の適切性	
	遮光率の設定及びぶどうの生育・営農継続との両立に関する検討	
	発電量シミュレーションの条件設定及び系統連系計画	
	非常時電源（自立運転）及び遠隔監視装置の機能性	
	各種手続の支援体制及び施工計画（工程、安全対策、周辺配慮）	
	その他追加提案（特筆事項）	
	事業スケジュール	
見積価格	価格の妥当性、積算内訳の妥当性	10
	合計	100

9 契約の締結

審査結果に基づき選定した第１優先契約候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、随意契約により契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第１優先契約候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第２優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

また、参加者が１者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認

められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により契約を締結する。

契約保証金及び契約不適合責任その他の契約条件は、高畠町財務規則（昭和61年規則第4号）、契約書及び適用する契約約款の定めるところによる。

10 実施スケジュール

項 目	期 日
公募型プロポーザル公募開始（公告・ホームページ掲載）	令和8年9月24日（木）
本事業に関する質問の受付期限	令和8年10月1日（木）午後5時まで
本事業に関する質問の回答期限	令和8年10月2日（金）
参加申請書類の提出期限	令和8年10月5日（月）午後5時まで
企画提案書類の提出期限	令和8年10月14日（水）午後5時まで
プレゼンテーション実施日	令和8年10月19日（月）
審査結果通知	令和8年10月20日（火）
契約締結（予定）	令和8年10月下旬

11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (4) 事業費上限額を超える提案は無効とする。
- (5) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、町は、本プロポーザルの実施、審査及び結果の公表に必要な範囲で、提出書類を無償で使用し、又は複製することができる。提出書類について情報公開請求があった場合は、関係法令及び町の条例等に基づき取り扱うものとする。
- (6) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (7) このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

12 担当及び問い合わせ先

山形県高畠町 企画課 ゼロカーボン推進係

住所：〒992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地

電話：0238-52-1215 FAX：0238-52-1543

電子メールアドレス：kikaku@town.takahata.yamagata.jp